

令和6年度

第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和6年9月24日（火）15：30～17：00

場 所：マリオス18階 会議室183、184、185

令和6年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

1 開 会

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから令和6年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

私は、進行を務めます林業振興課の高芝でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、野口委員、水野委員、若生委員が所用のために欠席でございます。開会時点において、委員10名中7名の方に御出席いただいております。岩手県附属機関条例第6条第2の規定により、この会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日は次第裏面の出席者名簿のとおり、事務局の職員が出席しておりますが、時間の都合上、紹介は割愛をさせていただきます。また、技監の工藤と林業振興課総括課長の高橋につきましては、業務の都合により遅れて出席いたしますことをお詫びの上、改めて御了承いただきますようお願いいたします。それでは、座って会議を進めさせていただきます。

今回の議題は次第のとおり、(1)、第4期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について、(2)、その他の2項目を予定しております。議事の進行につきましては、岩手県附属機関条例に基づきまして、國崎委員長をお願いいたします。委員長よろしく願いいたします。

2 議 題

(1) 第4期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について

(國崎委員長)

今日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。次第にありますように現在第4期の4年目ということなのですけれども、第4期が次年度で5年目ということで一番最後の時期を次年度迎えますので、この第4期が終了した後の県民税のあり方についてということで、今日は委員各位にそれぞれいろんな御意見を出していただき、要はあり方についてということに関して自由に御発言いただくという形で順番に御発言いただくというようなことを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それから、皆さん御存じのように私たち委員の任期は11月13日で切れるということで、今日御欠席の方もいらっしゃるけれども、この委員構成で、この委員会ですらいろいろと意見交換するというのは、今回で最後ということになりますので、遠慮なくそれぞれの御意見を出していただきたいということであらかじめお話しさせていただきます。

それでは、議題、第4期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方についてということで、事務局より御説明をよろしくお願いたします。

(林業振興課：金澤主任主査) 【資料No. 1及びNo. 2に基づき説明】

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

少し補足をさせていただきます。4回に渡って行った懇談会における意見がある程度同じような意見ごとにまとめております。

また、林業施策全般の御意見も頂戴しているということで、県民税の部分とは少し違うような中身も入っている議論が行われたかなと認識しております。一方で森林・林業を取り巻く現状がこうだという意味では貴重な御意見頂戴したと思っております。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございます。ということで、今資料No. 1と2について御説明をいただきました。資料No. 1は、あり方検討のスケジュールということで、現在9月ということですので、ワーキンググループが先に8月に行われ、それから先ほどありましたように、県民懇談会の4か所で、67名の方の御出席をいただきながら資料No. 2にあるような感じで様々な御意見をいただきました。このタイミングで事業評価委員会として、この在り方についてということで、御意見を委員各位からいただきたいということになっていくわけですけれども、例えば資料No. 2を見てきましたけれど

も、岩手の森林・林業・木材産業等というところを視野に入れると、いずれも有益な御意見だったと思う一方で、やはり森林づくり県民税の枠組みとは少し違うのかなと思いました。先程お話しにもありましたように、林業施策あるいは県民税の事業で既に取り組んでいること等についての御意見があったりですか、そういうふうなところで様々な御意見がこの中に入っているということでございます。

それで、最初に資料No. 1 及びNo. 2 に関わって少し確認しておきたいという御質問がありましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。三浦委員よろしくお願ひします。

(三浦委員)

県民アンケートという約2,000人を対象にという対象はどのようにして選ぶのでしょうか。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

県民アンケートについての御質問でございましたが、こちらについては各市町村の選挙人名簿から機械的に抽出をいたしまして、2,000人を選ぶような中身となっております。無作為で抽出するというところでございます。

(國崎委員長)

他いかがでしょうか。

そうしましたら、御意見をいただいておりますけれども、2つに分けて、1つはいわて環境の森整備事業、いわゆるハード事業に関わる部分で御意見をいただきます。それから、もう1つは、県民参加の森林づくり促進事業をはじめとする、いわゆるソフト事業について御意見を聞いていきます。

1点目のハード事業ですと、現在やっているような事業を継続したほうがいいのか、ここを拡充したほうがいいのか、あるいはこういうふうなことを新たに設けたほうがいいのか、あるいはこの事業はもう役割を終えたので、やめる、もしくは縮小したほうがいいのか等、御意見をいただければというふうに思っております。

それでは、稲村委員からハード事業についてよろしくお願ひします。

(稲村委員)

17日の懇談会にも参加させていただきまして、様々な森林所有者さんや関係者の方々の御意見を広く伺い、おおよそ継続してもらいたいという意見が多数でしたので、そこに関しては共通認識なのだということでは思いました。

一方で、県民税で広い範囲での取組をするようになり、多くの人に恩恵があるようにした結果、皆さんの満足度としては非常に齒がゆいような思いをされているな

というところがあって、中にはハード事業とソフト事業を分けた方がいいのではないかとあったり、ハード事業の環境の森整備事業に絞った方がいいのではないかみたいな話もございました。やはり関係者の方の意見となってくればそういったことになってくるのかなと思いました。

環境の森整備事業の中身に関してですけれども、資料No.2にあったような内容や協定の年数の問題であったり、間伐率の緩和、あるいは列状間伐の導入、下刈り、除伐等に関して、非常に多く意見があったという印象でした。委員限りの資料を見ても、委員からも常々出ていたのと同じような話が出ていましたので、結局環境林という大前提があるので、非常に難しいところだとは思いますが、あくまで民有林を対象にしている事業ですので、事業を活用される森林所有者さん等がやりやすいような仕組みであるべきだなというのは改めて思いました。

環境譲与税との棲み分けという部分で、環境譲与税が所有林に対して意欲があまりない方々をフォローするような側面があり、どちらかというと環境譲与税の方が公共性があるような形になっています。いわての森林づくり県民税の方が、環境林ではあるのですが、事業主体である山林所有者さんのことを考えると、資料No.2の問題点の部分というのは、自分も今後は考えていくべきではないかなというのは改めて思いました。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。では、続いて斎藤委員よろしく願いいたします。

(斎藤委員)

実際に今回見させていただいている中でも、今後の木材需要という観点に立ったときに、川下の部分というか、木材は、はける部分がないと伐採等は根本的に進んでいかないのではないかなと思います。

また、譲与税に関してといった時に、森林所有者さんのためのものという観点に立った棲み分けというのは必要かと思えますし、その上で、では需要をどうすればいいのかなとなったときに、豪雨災害等で流れてしまった木等の活用が割と広報的にも使えるのではないかなと思うので、そういうところに活用していったらいいのではないかなと思っております。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございます。では、佐藤委員よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

今回の懇談会で継続の方向でという意見が聞かれたと思います。私もそのような

方向でいくのが望ましいと思っています。

私の願いとして、一番大切な山の立場という方向の考えを忘れないでいてほしいというのがあります。要は樹種によってその山に適地、不適地があり、そこに合わないものを植えると明らかに育っていないとか、素材として使えないというのが見受けられる山もあります。県民税は皆さんから頂いているものではありませんが、人の都合だけでやるというのも致し方ないのですけれども、山の本当の状態、条件が合えば大きな恩恵を与えてくれるものです。素材生産も大事ですが、その他の副産物も視野に入れていただきたいです。そして環境保全等に世の中動き始めている兆候がございますので、そういったところも見ていただければと思います。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございます。では、三浦委員よろしく申し上げます。

(三浦委員)

先日の懇談会に出席させていただいて、すごく私自身も勉強になりました。このいわての森林づくり県民税が森林から土砂が流れ出さないようにということをもとと目標としてつくられたということを初めて知りましたので。県民税の創設理念として理解はしていたのですが、皆さんのいろんな話を聞くに当たって、それを実感したというところでもございました。

懇談会に出席された方々から、やはり継続を望む声が非常に多かったということと、森林というのは立ち止まることなく生きているものでございますから、本来の目的に沿ったことで継続していくのが私はいいのかなと思っています。

国の方から今回環境税が引かれていますけれども、本当に分からない状態で引かれている税金というのが様々あるようなので、この目的をしっかりと県民に伝えていくということができていれば、県民からも支持される税金になるのではないかなと思います。ぜひそういう方向で継続をしたらいいのではないかなと思います。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございます。では、村中委員よろしくお願いたします。

(村中委員)

この前の懇談会でお話を聞かせていただいたときに、岩手県は本当に山が多い、森林が多いので、岩手にとっては山、森林を整備するのが、県民にとっての生活にすごく加味されるのだというところがまずあるのかなと思いました。

また、いわての森林づくり県民税の概要という資料の中に趣旨があるのですけれ

ども、この県民税は何のために、何に使われるためにあるのかというのが先ほどもありましたし、懇談会の中でもあったのですけれども、山を持っていない方でも納得してくださるよう説明していくことが重要であると思います。

それから、山の整備を重点にと思っていらっしゃる方もあるし、その部分も満たしながら全員から集めているという部分のところについて、還元の仕方をもう一度考えていくと、本当にいい使われ方をしていくのだらうなと思いました。

ですから、森林環境税とかの棲み分けについても、PRというか、本当に分かっていただくような周知をしていただければ、様々な事業についても納得してもらえるのかなと思った部分でした。感想としてお話しさせていただきます。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。では、吉野委員よろしくお願いします。

(吉野委員)

この事業自体は平成18年度から始まって来年で20年目になります。震災と復興という岩手県にとってみれば、本当に大きな出来事に加えて、森林の価値をめぐる新しい考え方、例えば、森林の役割をどういうふうの評価して、全体的な生活の持続性に寄与できるのかというような考えをはっきり打ち出していけないと、カーボンニュートラルが達成できないのではないかという議論があります。

やはり特に後半の10年間ぐらいは、新しい森林に対する役割をきちんと多くの県民の方々に御理解していただいた上で、この県民税を皆さんから頂くということについてより説明を尽くす時期に来ているのではないかなと思っております。

県独自の制度で使い勝手を県でいろいろなことを決められるという意味では、もちろん県民の意見も入れながらということでは、イニシアチブは取りやすいので、やはり県独自で財源を持っているということについては、概ね理解はいただいているのではないかなと思います。市町村の方々あるいは林業関係者の方々も理解いただいているのではないかなと思って聞いていました。

この10年の中で大きく変わったのは、国の森林環境税が本格的に今度動き出しており、概ね市町村に配分されていて、市町村の政策決定の中でこの使い道が決まっていくという制度設計になっていました。

ただ、現状の市町村の農林課の皆様との状況を実際に考えてみると、十分な人員であるとか、十分な専門性を持った職員さんが配置されているかということ、必ずしも十分とは言えないような状況の中であると思います。一方で、県の方は林務の専門職があって、実際に現場まで県職員が入っている現状があるということを考えますと、県としてできることをどんどんやっていかなければいけないけれども、国がやっている森林環境税で十分に機能できるかということ、そこはまだまだ市町村の方

が手厚い配分になっているので、県がそこで十分な力が発揮できるかどうか分からない部分もありました。

さらに広域的に林業を考えて、森林の持続性や再生を考えると、広域的に税金を集めて、4振興局の体制で広域的に事業を進めていくという意味では、県が果たす役割は引き続き大きいかなと思っていますところでは。

この10年間ぐらいで大きな社会的な枠組みの変化や、国の政策の変化の中で、今までどおりやるというわけには多分いかなくなりますので、税額についてはこれまでは住民税に上乗せの1,000円ということになっておりますけれども、各都道府県さんがやっている目的税の中では、高額に入る金額で、少数派だと思います。確かに岩手県は広大な森林面積がありますので、それを考えますと人口が少ない中で、これだけ多くの森林を守っていくためには、県民税でやるとなると、それなりの金額をお願いしているところだと思います。果たしてこの1,000円という税額がどのような妥当性を持っているのかも検証して説明をすることで県民の皆さんの理解をさらに一層求めていく時期に来ているのではないかと思います。

私自身は、必要な税制ではないかと思っていますので、より理解を深めるような活動をさらに強化して、県民の皆さんから御支持いただいているような工夫を求めていきたい、求めてくださればいいのではないかなと思っていますところでは。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。

今日は欠席されているのですが、若生委員からメールで御意見をいただいておりますので、ハード事業の部分を事務局から読み上げていただけるとありがたいです。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

それでは、若生委員からメールで頂戴したもののうち、森林・林業の現状やハードに関する事ということ、かいつまんで御紹介いたします。

まず、森林所有者の状況が発足当時と大きく変化しているという御意見をいただいております。公益的機能、持続的な機能ということで求められていることが何なのか、目指すべき森林の姿は何なのかというのを再確認する必要があるだろうという御意見です。

また、頻発する豪雨などにも強い森林と同時に、森林整備が災害防止や二酸化炭素吸収に寄与していることの情報発信が必要だということ、あとは最優先されるべきは森林整備を行うこと、それが伝わるような情報発信が県民税の理解にもつながるのではないかと思います。

ナラ枯れ、枯死木状況を含む松くい虫対策、風倒木の除去に関する予算配分も含めた環境の森の整備が必要であるという御意見もいただいています。

また、ハードの20年間の協定期間については、協定を結ぶことが難しい状況が増えているということで、10年を一区切りとして現状を見ながら次に打つ手を考えるというのもどうかということです。

植栽後の保育、枝打ち、つる伐り等に対応できる事業の追加、作業単価の見直し、森林データの情報公開、あとは環境の森整備事業の施工地を見たから感じたものということで、生産現場として適した林地もあるし、そうでない状況もあると。次にどうするかというのが肝心で、一度の間伐では目指す針広混交林にはなりにくいというような印象をお持ちだということでした。丁寧なモニタリングの結果、森林関係者、所有者の意見を生かしたよりよい改善を期待していますということでした。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。

以上のような御意見ですけれども、私も一委員なのでお話をさせていただくと、ハード事業はいわゆる森林の公益的機能の維持増進のための整備ということで行われ、県民税の事業の主体ということで始まりました。公益的機能の維持増進という課題については引き続き重要なことですので、私は県民税自体は、事業自体はまだ続けていった方がいいと思うのですけれども、全てをそのまま継続あるいは拡充ということではないのかなと思っています。例えば、平成18年度の頃からずっとやってきた混交林誘導伐ですけれども、混交林誘導伐は、第4期に向けて意見交換をした際に、第4期でもって平成18年当初に緊急に整備が必要だというふうに行った2万6,000ヘクタールを整備するという計画となりました。第4期の5年間を行うことで2万6,000ヘクタールに到達するというので整備されてきたところがございます。私としてはあくまでも計画ですので、実際には整備が行われていない森林もあるというところは分かりつつも、混交林誘導伐については、計画として第4期で一応手当てしたということが、仮に第5期も混交林誘導伐をすれば、1年当たりの計画面積を減らした形で、要は第4期までに手当てできなかった、あるいは新たに出現してしまった緊急に整備すべき森林の手当てという形で行うのであればよいと思います。現状と同じような600ヘクタールというような規模での計画というのは、少なくとも第3期の終わり頃の議論ということからすると、少し違ってくるのかなと思うので、表現が適切かは分かりませんが、基本は縮小、計画面積を小さくするという形での継続というのはあってよいかなと思っています。

それから、20年の協定の見直しというところで、個人的な心情としては、そうだと私も思うのですが、一方で、これまで第1期から第4期までこの混交林誘導伐の

事業を利用された所有者さんたちというのは、20年の協定ということでやってきていますので、仮に混交林誘導伐というメニューを継続するのであれば、引き続き20年の協定という形で、願います。ただし、それでは難しいといったような部分、あるいは除伐等のいわゆる初期保育に関わる部分の事業というのは、必要なのではないかと考えています。例えば、除間伐みたいなメニューを新たに立ち上げて、強度ではないけれども、ある程度の切り捨て間伐できるようなことをそこに入れていければ、そちらの方は20年の協定ではなくて、アカマツ林広葉樹林化とか、ナラ林健全化のように5年の転用制限ぐらいをとる形で盛り込んでいくことにしていけば、20年という制限は難しいという所有者さんに、少しはお応えできるのかなと考えています。

ということで、事業の継続性という点からいくと、混交林誘導伐という名前で行く限りにおいては、第5期になって10年に短縮しますというふうにしてしまうと、色々問題が起きるだろうと思うので、そちらはあえて計画面積以外はあまりいじらないほうがいいのかというのが私の意見です。

それから、アカマツ林広葉樹林化とかナラ林健全化については、継続もしくは拡充という形で、これからも残念ながらなかなか病虫害の終息は、第5期の期間では難しいかなと思いますので、引き続きそちらはやっていっていただきたいと考えています。

それから、その他の様々な気象害対策や、あと枯死木とか作業道といったものも継続していただきたいのですが、枯死木除去については、松くい虫とナラ枯れという形で縛りがあります。しかしながら、数年前には盛岡でもあったカツラマルカイガラムシとか、そういった形で他の病虫害等で枯れてしまって、危険を及ぼすような巨木というのはあつたりすると思いますので、例えば、そういった形で道路に面しているとか、危険な巨木を伐採して松くい虫とかナラ枯れではないのだけれどもというようなものも含めた形での枯死木除去というのができるといいのかなと感じているところです。

その他、事業体さんについては、私はそれはソフト事業というか、要はハード事業に入るのというのは、多分森林整備事業のいまだ入札の名簿に載っている事業体さんや意欲と能力のある林業経営体に登録をいただいている方々が事業を担うという仕組みになっていますので、それを安易に門戸を広げてしまうのは、まずいのではないかと考えています。小規模な除伐型という方に、意欲と能力のあるというような形で取っていただくというようなこともあるのでしょうかけれども、それが難しければ、いわゆるソフト事業の県民参加の枠組みを拡充するといったような形で、森林整備という枠で何か対応できるといいのかなと考えています。

続いて、ソフト事業に関わって今後のあり方ということで、また委員各位の御意見を聞いていきたいと思っております。稲村委員よろしくお願いたします。

(稲村委員)

稲村です。懇談会の中で、これはハード事業に入ることなのですからけれども、非常に興味深いなと思ったのが、相続の問題です。結局、共有林だったり、県行林造の中で手が出せないというところの部分については、県民税の枠組みの中だけでできることではないので、所有者さんがどんどん高齢化していく中で、深刻な問題だと思います。県の方でその部分は、検討いただきたいと思っています。

また、これも県民税の枠を越えて、もう農地法の問題になってくるのですけれども、放棄農地の山林転用みたいな形はできないのだろうかという話があり、基本的には農地法で保護されているのですが、県民税の1つの問題提起として、例えば農地を山林として活用できないかというのは、非常に面白い話だなと思いましたし、これも検討する価値が将来に向けてあるのではないかなと思いました。

また、その他ということで触れさせていただきますけれども、木材に関して、県民税の範囲外の部分でということで切り捨てられている部分があると感じていたのですけれども、例えば、県民懇談会では、ストックヤードの問題であったり、県産材のブランド化をしてもらいたいという話であったり、公共建築でシンボルになるようなもので県民税をアピールしたらという話がありました。木材利用の話だから関係ないというのは果たしてどうかと思ひまして、県民税を使って、実際に山の手入れをしているわけですからけれども、伐った木をどうされているかという、バイオマスで燃やして利用していて、果たしてこれを森林というものの財産を皆さんに共有するということになるのかと考えると、果たして本当にいいのかなというのは非常に感じております。例えば、長野県長野市では、長野駅等の公共施設に長野の県産材を積極的に県の方で利用しているようです。長野市民の方と木材は非常に近い親和性を感じて、長野市民の方々も自分たちの長野の山はカラマツということの意識が非常に高いなと私は思っております。

では、盛岡を翻って考えた場合に、木育というのは1つPRとして、皆さんに触れ合ってもらおうという意図がありますので、非常に有意義なことだと思います。例えば、植樹祭も県民税のアピールということで、非常に意義深い事業だと思うのですけれども、その延長線上として木材利用というところを考えていただくというのは、果たして本当に関係ないと言えるのかなというのは、私が委員にさせていただいたときから非常に疑問に思っております。アピールであったりとか、木材をどう使うかという部分まで考えることで、始めて皆さんに公共性のある山林、岩手の山を使っただけということになってくると思います。ここはもう一度ぜひ県民税という枠組みの中で木材という部分も検討していただきたいなと思っております。ただただ燃やすだけで使うというのは、果たしてどうなのかなと思っております。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。斎藤委員よろしくお願ひいたします。

(斎藤委員)

ありがとうございます。先ほどの稲村委員のお話で、木材利用という観点を私もすごく推していただきたいなという部分でございます。

また、山を守るべき人々の支援に使われるべきというのは一番重い話なのではないかなと思っています。机や椅子もそうですけれども、木育事業やイベントでの利用に関してもそうなのですけれども、木育で子供たちが楽しかったという、やりがいがありますし、非常に楽しい話ではあると思うのですが、やはり一番重要になってくるのは、就業の定着、後継者不足についての対策であり、後継者になるべき人たちが、林業とかそういう部分に対してうまみを感じられるか否かというふうになるかと思ひます。そこに対しての教育が手厚いかという部分もやはり必要になってくると思ひますので、どちらが大事という話になったときに、重要度の高い低いというのは決めていくべき必要があるのではないかなと思ひておひます。例えば、新しい事業を生むために、この設備が欲しいというのに対して、新たな交付というのは、意味合いが違ひのではないかなと思ひます。一方で、林業関係者に対する例えばチェーンソー等の初期投資の部分に向けられる方が、有意義になってくると思ひます。本当に届くべき林業関係者に対して、届くことが必要なことではないかと思ひておひました。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。では、佐藤委員よろしくお願ひします。

(佐藤委員)

先ほど國崎委員がおっしゃったハード面に戻ってしまうのですけれども、20年協定については、継続というところに関連して、実際に現場を見た状況を少しお伝えしたいと思ひます。

私は、現在県有林の看守員をしておひます。今伐期ということもありまして、公売にかかって、広範囲で伐採、皆伐が始まっているのですけれども、シカの食害が増えています。シカの食害によって、もともとあった草本類とか稚樹、食害が多く、残っているのは毒性の強いものや外来種がたくさん出ていて、場所によっては本当に世界が違ひのではないかという状況があります。理由として、一番大きかったのは、近くに養豚場がござひまして、そこで使用している飼料の中にそういった種子が含まれていて、し尿を山奥に多分置いて、そこから流れた種子によって高さが2、3メートルくらいの毒性の強いヨウシュチョウセンアサガオというのが林道沿ひに

数キロにわたって繁茂している状態もあります。そういったことも実際にありますので、場所によってなのですけれども、こういった状況があるというのはお伝えしておきます。

また、ソフト面で今日午前中からZOOM0の方で、森林づくりコーディネーターのフォローアップ講習というのを実際受けてまいりました。現地で実際にワークショップを行ったのですけれども、岩山の展望台の裏の皆伐後の森林づくりをどのようにするかというのを参加者皆さんで考える講習だったのですが、実際に皆さん見ていましたら、相互の協力のために横のつながりを持つという意識が見られて、すごくよかったですと思います。

また、森林づくりを将来どのようにするかというのを皆さん楽しみながら森林総研の有名な先生がいらっしゃって、そこに何が育つかというのを歩きながら、見ながら話し合いをしまして、様々な意見が参加者の皆さんから出ていて、楽しみながら参加していたようです。実際の森林をどう活用していくか、どのような樹木を植栽していくのか、どう利用するのかまでのワークショップで、最終的にはグループごとに発表するという非常に有意義な研修となっていました。私は途中で抜けてしまったので、最終的なものは見ていないのですけれども、森林づくりコーディネーターの今後の課題としてこの資格をどのように活用していくのか、行政や事業者とのつながりをどう連携を取っていくのかというのが意見される方もいらっしゃって、今後の課題として考えていっていただきたいなと思いました。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。では、三浦委員よろしくお願いします。

(三浦委員)

児童・生徒の木育ということも非常に大切なことかと思えますけれども、先ほど齋藤委員がおっしゃったように山を守る人たちの支援に使われるべきという懇談会での御意見が非常に大事だと思いました。

先ほど長野県の話が出たのですけれども、私もニュースで見たところですが、今まで減少傾向にあった林業従事者が、長野県はたしか増えつつあるというような話題を耳にしたことがありました。恐らくそういう方々というのは命がけで仕事していると言っても過言ではないくらいのお仕事だと思いますけれども、恐らく労働条件や労働環境が整ってきたのかなと感じました。やはり今後健全な森をつくるためにはそういう方々が安心して仕事に携われるような、例えば女性であるとか、そういうものに力を入れてはどうかと私も素人なのですが、そう感じております。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。では、村中委員よろしく申し上げます。

(村中委員)

森林との共生の取組ということで、ソフト事業で取り組んできているとなったときに、資料No. 1に児童・生徒等に関する学習機会に約9,000人が参加とありました。9,000人という結構多かったのかなと私は思いました。森林の良さに触れる機会等が子供の頃からあると、山への理解や親しみも持てるのかなと思ったときに、森林環境学習とかということ子供たちにとってもいい学習ではあるなと思います。

しかし、これもあれもと入っていくと、学校側が受け入れるのは、とても難しくなってくるという部分もあります。過去にリーフレットを作ってくださったと思うのですが、そういったものを活用してもらえるといいのかなと思います。例えば山間地のほうだと緑の少年団等が各学校にありますので、そういう少年団の活動に使ってもらおうとか、小学校5年生は社会科のところで林業や水産業について学習をしますので、そういうときに使ってもらおうとか、森林公園に子供たちが行って親しむことができるような機会があると、子供たちにとっても山というのが将来的にも身近なものになってくると思いました。

学校によっても学校の周りに木がすぐそばにあるというところもあるのですが、なかなか専門的に知識がなく、整備できない部分もあるので、山の整備が主ではあるのですが、学校周りのところも活用できるような形になっていくとより子供たちが岩手の山に対して、森林に対して親しみを持って育っていくのではないかなと思っております。そのように使えるとよりいいのかなと感じております。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。吉野委員よろしくお願いいたします。

(吉野委員)

最初前段でやったものは基本的には、林業をなりわいにしている人たち向けの支援策で、要するに山主さんたちの山を産業としてきちんとしたものに持っていか、そこで木を切る人たちがきちんと仕事が回るようにするという側面があります。公益林に関しては、仕事をした分はきちんと手当が出るような仕組みになっています。東日本大震災の際には、復興に人が取られてしまい、基準単価ではなかなか人が回せないということで、事業が一部進みづらかった時期も正直あったような記憶があるのですが、それはきちんとしたお金をもらうことで生活をしていくのだという意識が根底にあるからこそどうしても比較されてしまい、より効率的になりわいが継続できる方向に引っ張られてしまったところもあったのかなと思います、なりわ

いとしてきちんと支援をしていく必要があると感じました。

一方で、ソフト事業は、林業従事者や林業経営体の人たちというよりは、むしろ市民とか県民であるとか、環境に関心の高い人たち向けにこういった森林をどういうふう身近なものにしていくかというのが狙いであると思います。ソフトと書いて、実際は市民向け活動を支援するとなると、深い山の奥まで入る必要は実はないと思っていて、生活に近いところでの里山を、どのように皆さんに親しんでもらって、環境を守っていくかということが重要であると思います。

県民税の一部をいわて里山再生地域協議会の方に回しているわけですが、その事業にも私と稲村委員で委員会に入って、一緒に実際に活動を見させていただきました。まさに里山再生と言っていて、結構実は県民税を使う方がいいのか、里山再生の方を使う方がいいのかというのは、現場ではかなり議論があるみたいで、里山再生の方の事業を取りに行く団体はかなりあります。どちらをお使いになるかは、それぞれ団体のお考えで全然構わないのですが、多くの市町村が満遍なく参加しているわけではなくて、山が多いか少ないかだけかもしれませんけれども、自治体の意識である等、様々あって、岩手全域でこの事業に参加をいただいているかどうかという、まだ十分そうではないところもあるのかなと思いました。

生活に近い森林というものをみんなで関心を持って守るといようなことをせつかく県民税の一部でやっている以上、効果をきちんと皆さんにPRして、公表してやる意義を出していくべきかなと思います。

この部分については、民間の支援も結構ありまして、植樹祭とかをやるといわゆる三菱UFJであるとか、イオンであるとか、民間の支援も相当あります。大いに民間の力を引き出すということも大事なのですが、県として公費で支援をするという場合は一種の線引きというか、こういう事情で公費で市民活動を支援する、あるいは公費であるからこそ小規模なところでもきちんとした事業計画が出せればそこは積極的に支援をするとか、さらに民間の大きなファンドにつなげていくような入り口として公費の支援策を活用していただくとか、ブリッジのような設計図があることで市民の方が入りやすい活動をよりアピールしていてもいいのではないかなと思っていました。金額的には、ハードの事業が圧倒的に大きいので、そこはそれで市民向けがそれほど多くのシェアを持っているわけではないですが、繰り返しお使いになる団体さんはそれなりに多いですので、ノウハウはこれからなのだけでも、掘り起こしのような形で公費を投入するような意義を多くの方に理解してもらうような工夫も必要かなと思っていました。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございました。それでは、若生委員の意見を読み上げてください。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

それでは、若生委員の御意見を御紹介いたします。

県民参加の森林づくりについてということで、木育の場の広がり、森林公園の改修など県民が直接触れ合える機会が増えてきたことはよかったです。今後も拡充を期待しています。

県民参加の森林づくりについてですが、こちらについては、活動を実施する団体があってこそその成果です。懇談会でも意見が上がっていましたが、事業そのものを立ち上げ、実施するための人件費を含めた経費について、計上できるよう改善をお願いしたいとのことでした。とにもかくにも、地域で核となる人や仲間がいてこそその事業の継続であり、成果だと思います。そのマンパワーを後押しできるような、施策の拡充を期待していますということでございました。以上です。

(國崎委員長)

ありがとうございます。

確かに私も人件費まではどうかと思いますけれども、運営に係わる費用をもう少し見るといえるのはあっても良いのではないかと思います。例えば、少なくともイベントをやるときのガソリン代等を団体さんの人たちにも支給するというのは、例えば、私たちは研究費等を補助金で頂いたりとかしますけれども、そういったところには当然調査に行くための交通費等は出ますので、そう考えると自分たちの人件費は出ないけれども、交通費は出せるとかというところからすると、ある程度上限は切ってもいいのかもしれない。そういう形でいわゆる運営費という部分をもう少し多く取ってもいいのかなというところは私も賛同するところです。

それから、木材利用というところで稲村委員からの御意見がありよく分かります。かたくなにそれはいかななものかと私は思っているわけではなくて、むしろいわての森林づくり県民税の事業費の中で、当初は全く木材利用というのはなかったのです。第2期から県民参加の森林づくり促進事業の中で、自治体や学校で、いろんな木材製品を導入するというところでお金がつき始めて、第4期から県の森林公園の整備や県の施設にいろんな木材製品を入れるという形で徐々に木材利用という部分は取り入れられてきています。

一方で、気になるのは、この委員会に来る前に岩手県森林審議会の今年度の予算を見て、要は林業施策として木材利用みたいな予算があったり、あるいは森林環境譲与税のほうの県産木材の需要拡大には係るような形で、予算がありますというふうになってくると、棲み分けをしてそれらの事業とは違う形で木材利用ということがさらに可能なのであるならば、この県民税の枠組みで盛り込んでいく、つまり拡充というところはあっているのかなと思います。しかし、棲み分けという点で少しどうなのかなというところで、そこはまさにワーキンググループの方々が一番詳し

いと思うので、木材利用という点でしっかりと揉んでいただければと思っています。

ということで、予定している時間がかかなり近づいていますので、第4期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方についてという議題はここまでとさせていただきます。次の委員会以降でも意見交換する場はありますので、もしも委員継続される方がいらっしゃった場合には、そちらでもさらに意見交換していただければと思っています。

(2) その他

(國崎委員長)

次第3番のその他ですけれども、事務局より何かございますでしょうか。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

事務局からは特にございません。

(國崎委員長)

委員各位よりということで、吉野先生からお話がありましたらよろしくお願ひします。

(吉野委員)

委員長からもお話ありましたとおり、この期が11月13日で一旦任期が切れるということで、もちろん多くの皆さんは再任されることも十分あると思うのですけれども、私は2014年から委員を務めていると記憶していますので、足かけ11年間の委員の期間がかかなり長くなりましたので、一旦ここで私自身は退任をさせていただければと思っています。第4期の途中で、また第5期がこれからというときに議論に加われないことについては本当に申し訳なく思っておりますけれども、一定程度務めたことで、何かしら皆さんのお役に立った点があれば、大変うれしく思います。

また、先ほども申し上げたとおり、里山再生地域協議会の委員も前任の佐藤重昭委員とともに冒頭から務めさせていただきました。向こうはこちらと少し趣旨が違う委員会なので、同じような議論をしているわけではないですけれども、県民の皆さんに里山を再生していく活動を支援していくということもこの委員会の一部の活動としてはありますので、恐らく年間の活動の実績の中に毎回その話が盛り込まれていくと思いますので、引き続きそういった委員会のところから委員がこちらから出していくということも覚えていただければありがたいかなと思っています。

足かけ11年にわたりましたけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。

(國崎委員長)

吉野先生にはたくさんいろんな場面で助けていただいてということで、私も次の委員会にいるのか分かりませんが、いた場合には吉野先生に様々御助言いただいたことをうまく引き継ぎながらやっていければなと思っています。どうもありがとうございました。

委員からそのほか何かございますか。よろしいですか。

「なし」の声

(國崎委員長)

では、以上をもちまして議事を終了したいと思います。ということで、事務局にお返しいたします。

3 閉 会

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

國崎委員長、長時間にわたり円滑な議事進行について大変ありがとうございます。委員の皆様も本日は大変ありがとうございました。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

閉会に当たりまして、農林水産部技監の工藤から御礼の御挨拶を申し上げます。

(工藤技監兼林務担当技監)

本日の委員会におきましては、貴重な御意見いただきまして、大変ありがとうございました。吉野先生からもお話ありましたけれども、委員の皆様は任期が本年11月13日までとなっておりますので、今日が最後ということでございますので、一言御礼を述べさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、令和4年11月の御就任以来、いわての環境の森整備事業の評価であるとか、県民参加の森林づくり促進事業の企画審査において御意見をたくさんいただいたところでもあります。令和5年度からは第4期終了後の県民税のあり方について意見交換を進めるなど県民税事業の運営に貴重な御意見、御提言をいただいたところでもあります。

おかげさまで県民税事業の実施を通じまして、管理が遅れていた森林の解消であるとか、公益上重要な伐採跡地への植栽が進む等非常に大きな成果を上げてきたところでもありますし、森を守り育てる活動など県内各地で展開されるという意味では、本県の森林環境の保全であるとか、県民の森林づくりに対する普及啓発が非常に大きな成果があったのかなと思っているところでもあります。

また、昨年6月でございますけれども、陸前高田市で開催されました全国植樹祭、これも本当に無事に終えることができました。大会の開催に当たりまして、委員の皆様には多大なる御協力、御支援いただきました。本当にありがとうございました。

今後におきましても、岩手の森林を良好な状態で次の世代に引き継いでいくために県民の皆様の声をお聞きしながら、取り組みを進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様には今後も様々な場面において、引き続き御指導、御支援いただければありがたいと思っております。

最後に、委員の皆様のみすますの御健勝と御発展を祈念いたしまして、御礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

ここで事務局より次回の日程について御連絡いたします。

次回日程につきましては、11月中旬頃第4回評価委員会として開催予定をしてお

ります。詳細については後日御連絡をいたします。

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。